

第7 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第61条の4第4項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等に係る消費税等の額は、同項に規定する交際費等(以下「交際費等」という。)の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合には、当該交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象消費税額等に相当する金額は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>㊦1 税込経理方式を適用している場合には、交際費等に係る消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 税抜経理方式を適用している場合における交際費等に係る消費税の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 2により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、措置法第61条の4第4項に規定する飲食費に係る金額については、同項の飲食費の額に含まれる。</p> <p><u>4 控除対象外消費税額等のうち特定課税仕入れ(その支払対価の額が交際費等の額に該当するものに限る。)に係る金額は、本文の「交際費等に係る消費税等の額」に含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第61条の4第4項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等に係る消費税等の額は、同項に規定する交際費等(以下「交際費等」という。)の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合には、当該交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象消費税額等に相当する金額は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>㊦1 税込経理方式を適用している場合には、交際費等に係る消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 税抜経理方式を適用している場合における交際費等に係る消費税の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 2により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、措置法第61条の4第4項に規定する飲食費に係る金額については、同項の飲食費の額に含まれる。</p>